

日本栄養・食糧学会九州・沖縄支部発表賞授賞内規（試案）
（評議会審議：平成17年4月16日）

日本栄養・食糧学会九州・沖縄支部は、支部主催の授賞に関し次のように定める。

1. 本支部に「日本栄養・食糧学会九州・沖縄支部発表賞」を設ける。
2. 本支部は、「栄養・食糧に関する学問の進歩に寄与する基礎的あるいは応用的研究を行い、将来の発展を期待しうる40歳未満の研究者・学生」に対し、賞を授与することができる。対象となる研究は、支部大会において一般演題として口頭発表されたもので、発表者もしくは共著者が本支部に在籍する会員とする。なお、本賞受賞を希望する者は、演題受付時に審査を希望する旨を支部長に申し出る。
3. 本賞の選考委員会は各県1名からなる8名の支部評議員（支部長を選考委員長とする）で構成する。各選考委員は大会に先立って、候補を5演題推薦する。選考委員会は、推薦されたものから10演題程度を得票数で選び、当日の口頭発表及び質疑応答を選考委員が審査する。委員の任期は原則として1年とする。
4. 本賞受賞者数は、年度ごとに2名を原則とする。
5. 支部長は選考委員長として本賞受賞者を決定し、賞状を授与する。
6. この内規は平成17年4月16日より施行する。